

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年3月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200134号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200052号

第1 結論

請求者のA事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成29年12月8日	84万9,000円
② 平成30年3月30日	14万4,000円
③ 平成30年6月29日	80万円
④ 平成30年12月10日	87万4,000円
⑤ 平成31年3月29日	14万4,000円
⑥ 令和元年6月28日	80万円

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年12月8日
② 平成30年3月30日
③ 平成30年6月29日
④ 平成30年12月10日
⑤ 平成31年3月29日
⑥ 令和元年6月28日

A事業所に勤務している期間に支給された賞与のうち、請求期間①から⑥に係る賞与が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した賞与支給控除一覧表により、請求者は、同事業所から請求期間①から⑥まで(次の表の第一欄に掲げる期間)に係る賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑥までの標準賞与額を、第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成29年12月8日	84万9,000円

② 平成 30 年 3 月 30 日	14 万 4,000 円
③ 平成 30 年 6 月 29 日	80 万円
④ 平成 30 年 12 月 10 日	87 万 4,000 円
⑤ 平成 31 年 3 月 29 日	14 万 4,000 円
⑥ 令和元年 6 月 28 日	80 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200159 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2200003 号

第 1 結論

昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 21 日まで

私は、これまでも、請求期間の脱退手当金支給記録について、会社に対して脱退手当金の代理請求のための委託や委任をした覚えはなく、また、脱退手当金を受け取ってもいないことから、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらえるよう訂正請求を行ったが、認められなかった。

請求期間について、脱退手当金の請求をしておらず、脱退手当金を受給していないことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 日本年金機構が保管する請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、住所欄には請求者が当時居住していたとされる請求者の実家の住所が記載されており、当時の脱退手当金の裁定手続に必要な退職所得の源泉徴収票が添付されていること、ii) 脱退手当金支給決定何によると、「昭和 45. 4. 16 隔地払」の記載が確認できることから、社会保険事務所（当時）が昭和 45 年 4 月 16 日付けで請求者の脱退手当金を金融機関で支払うことを決定したことが確認できるとともに、社会保険事務所における脱退手当金の支給決定に係る事務処理に不自然な点は見当たらないこと、iii) 前述の脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名欄、事業所の名称欄及び所在地欄にはゴム印が押印されていることから、脱退手当金の請求手続についての事業所の何らかの関与がうかがえるところ、請求者は事業所に手続を委任したことはない旨主張しているが、事業所は、「従業員に対しては、退職時に、退職金の手続書類を手渡すとともに、脱退手当金の説明も行った後、脱退手当金に係る請求用紙は社会保険事務所から取り寄せ、脱退手当金を請求するか否かは本人の意思に任せていた。なお、請求者についての個別の状況は不明である。」と回答していることなどから、既に平成 27 年 7 月 8 日付け及び令和 4 年 6 月 30 日付けで、年金記録の訂正をすることはできないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、脱退手当金の請求をしておらず、脱退手当金を受給していないことは間違いないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、3 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の主張に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新

たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。